

## 福岡トラックパレードを実施!

7日からの九州全域キャラバン行動へつなぐ。

福岡トラック部会は3月6日、福岡県本部の統一宣伝行動に呼応しトラックパレード行いました。参加はトラックの仲間と自治体、学童、労職の仲間に鹿児島から福岡運輸の仲間が参加しトラック8台、乗用車7台、宣伝カー2台の計25名でパレードをしました。その後はトラックキャラバンの為に熊本まで宣伝カーで移動しました。



## 改善基準告示・トラック作業部会

荷主都合による緩和がもくろまれ、議論は平行線をたどる。

3月4日、厚労省労政審・改善基準告示専門委員会トラック作業部会が開催され、公・労・使による意見交換がおこなわれました。厚労省より事務局案は示されず、具体的な進展はありませんでした。

改正案の内容については、労働者側委員からは現行の年間総拘束時間 3,516 時間・月間拘束時間 293 時間を、年 3,300 時間・月 275 時間に減少させる意見を主張する一方、使用者側委員は、現行の月 293 時間を維持させるとともに、年 3,408 時間を超えない範囲で年 6 回を限度に 320 時間まで延長するよう主張し、さらには1日の拘束時間を長距離輸送の場合 18 時間に延長し、拘束時間に含めないことができる例外規定として「予期し得ない事象」に荷主都合による扱いを含めるよう執拗に主張に、労使の隔たりが大きくなっています。

「国会付帯決議事項」として、過労死等を防止する観点で速やかに改善基準告示を検討することとされたものが、使用者側による改正を契機にしたほぼすべての項目の緩和がもくろまれて、すべてが荷主都合によるとの論点ずらしをおこなう不誠実な対応をとっています。公益委員からの「商慣行に合わすべきではなく、商慣行を変えていくことが必要」との指摘に対しても、荷主への働きかけを厚労省に求めるなど、議論は平行線をたどっています。